

芽室町結婚新生活支援事業補助金 提出書類チェックリスト

【共通】

- 申請書（様式第1号）
- 夫婦の双方の所得証明書
- 夫婦の双方の納税証明書

※直近の所得・納税証明書は、原則、1月1日時点の居住自治体で取得できます。

※芽室町役場で取得できるものは、原則、添付不要です。（所得証明書は除く）

【購入・賃貸・リフォーム】



- 契約書の写し（申請時）
- 領収書の写し（申請時または請求時）

【引越】



- 見積書の写し（申請時）
- 領収書の写し（申請時または請求時）

【貸与型奨学金の返還がある場合】

- 返還額がわかる書類の写し

【対象期間内でお勤めされている場合】

- 住宅手当支給証明書（様式第2号）

【生活保護を受けている場合】

- 保護決定通知書等（住宅扶助等の金額がわかるもの）

【Q&A】

Q. 魅力創造課所管の定住促進奨励制度や商工労政課所管の住宅リフォーム等奨励事業と併用はできますか？

A. 併用可能です。

Q. 住民票は芽室町に移しますが、本籍地も芽室町に移す必要はありますか？

A. 本籍地の設定は本制度の要件ではありません。

Q. 雇用保険の失業給付は所得に含みますか？

A. 失業給付は非課税であり、所得には含みません。